

京都大学事務委任等規程及び京都大学本部事務決裁等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 総長は、人事事務のうち、部局における次の各号に掲げる権限については、当該部局の長に委任する。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>2 人事事務のうち、部局における次の各号に掲げる事項については、当該部局の長が専決するものとする。</p> <p>(1) 教職員及び有期雇用教職員の当該事業年度における終業時刻を午後5時15分とすることの承認、不承認を決定すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 業務の都合上、特別の形態によつて勤務する必要のある教職員及び有期雇用教職員について、1か月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が40時間を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ること。</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) } (略)</p> <p>(11) }</p> <p>(12) }</p> <p>(13) }</p> <p>(14) }</p> <p>(15) }</p> <p>(16) }</p> <p>3 諸謝金の決定については、当該部局の長が専決するものとする。</p> <p>4 第2項第13号及び第14号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事項のうち、その処理について主管官庁に対し承認申請又は協議を必要とするものについては、専決しないものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>2</p> <p>(1) 教職員及び有期雇用教職員の当該事業年度における終業時刻を午後5時とすることの承認、不承認を決定すること。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 業務の都合上、特別の形態によつて勤務する必要のある教職員及び有期雇用教職員について、1か月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ること。</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> <p>(11) }</p> <p>(12) }</p> <p>(13) } (同 左)</p> <p>(14) }</p> <p>(15) }</p> <p>(16) }</p> <p>3</p> <p>4</p>

改 正 前	改 正 後																																																										
京都大学本部事務決裁等規程 (平成17年9月20日総長裁定)																																																											
(前 略)																																																											
(専決)	(専決)																																																										
第4条 前条の規定にかかわらず、別表第3の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。	第4条 } 2 } (同 左) 3 }																																																										
2 前項の規定による専決が第7条本文の規定により更に合議を要するものについては、なされたときは、当該専決は、その合議の整うことを条件としてなされたものとする。																																																											
3 第1項に定めるもののほか、本部の事務組織の監査室、各部並びに各センターの長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。																																																											
(中 略)																																																											
別表第3																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">事項</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">専決者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">専 門 職 員</th> <th style="text-align: center;">専 門 員</th> <th style="text-align: center;">課 長</th> <th style="text-align: center;">部 長</th> <th style="text-align: center;">理 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>業務の都合上、特別の形態によって勤務する必要のある本部の事務組織の職員に、1箇月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が40時間を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割振る処理</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	専決者					専 門 職 員	専 門 員	課 長	部 長	理 事	(略)						業務の都合上、特別の形態によって勤務する必要のある本部の事務組織の職員に、1箇月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が40時間を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割振る処理						(略)						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">事項</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">専決者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">専 門 職 員</th> <th style="text-align: center;">専 門 員</th> <th style="text-align: center;">課 長</th> <th style="text-align: center;">部 長</th> <th style="text-align: center;">理 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>業務の都合上、特別の形態によって勤務する必要のある本部の事務組織の職員に、1箇月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割振る処理</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	専決者					専 門 職 員	専 門 員	課 長	部 長	理 事	(同 左)						業務の都合上、特別の形態によって勤務する必要のある本部の事務組織の職員に、1箇月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割振る処理						(同 左)					
事項		専決者																																																									
	専 門 職 員	専 門 員	課 長	部 長	理 事																																																						
(略)																																																											
業務の都合上、特別の形態によって勤務する必要のある本部の事務組織の職員に、1箇月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が40時間を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割振る処理																																																											
(略)																																																											
事項	専決者																																																										
	専 門 職 員	専 門 員	課 長	部 長	理 事																																																						
(同 左)																																																											
業務の都合上、特別の形態によって勤務する必要のある本部の事務組織の職員に、1箇月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割振る処理																																																											
(同 左)																																																											
	附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。																																																										